

2. 続けて手当を受ける場合

●現況届（毎年6月に提出）

**6月分以降の児童手当等を受けるには
現況届が必要です！**

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

**※提出がない場合には、6月分以降の手当が
受けられなくなりますので、ご注意ください。**

【現況届に必要な添付書類】

○健康保険証の写し

請求者の年金が国民年金以外の場合のみ必要

○印鑑

☆上記以外にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

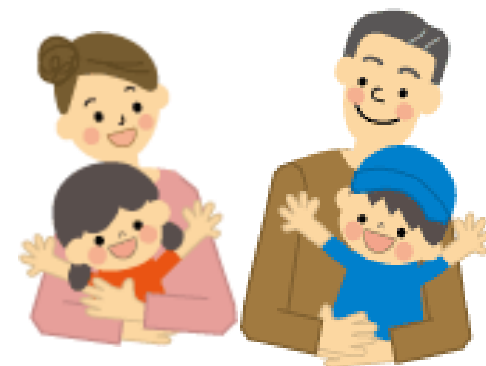
※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。

(注)

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

◇ 児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

児童手当制度 のご案内



◇手当を受けるためには、申請が必要です。
◇受給資格に変更がある時は届出を！
◇毎年6月の現況届もお忘れなく！

3. 以下に該当するときは、届出が必要です。

提出を必要とする時	届出の種類
新たに受給資格が生じた	認定請求書
毎年6月(すべての受給者)	現況届
他の市区町村に住所が変わった	消滅届
受給者が公務員になった	消滅届
公務員を退職した	認定請求書
支給対象の児童が増えた	額改定認定請求書
支給対象の児童が減った	額改定届
館山市内で住所が変わった	住所変更届
児童の住所が変わった	住所変更届
受給者や児童の氏名が変わった	氏名変更届

※その他、受給者・児童に変更があった場合は、ご相談ください。

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これを館山市に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きがあります。ご関心のある方は社会福祉課にお問い合わせください。



お問い合わせ先

館山市役所 社会福祉課
(こども課内)
電話：0470 (22) 3750

～児童手当について～

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

◇児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合
は、**特例給付**として**月額一律5,000円**を支給します。

(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」と
いいます。所得制限については裏面をご覧ください)

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の
最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番
目以降をいいます。

3. 支給時期

原則、6月・10月・2月の各月10日に前4カ月分
の手当を支給します。（10日が土日祝日の場合は、
その直前の平日です。）

例) 6月支給日には、2～5月分の手当。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校 給食費などを、児童手当から徴収 することが可能です。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に
住んでいる場合に支給します**（留学の
ために海外に住んでいて一定の要件を
満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居
している場合は、**児童と同居している方に
優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、
**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、
その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、
その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委
託されている場合は、原則として、**その施設の設
置者や里親などに支給します**。



手続きの方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求：保護者の住所地で申請しましょう！

出生や転入、公務員を退職した等により新たに受
給資格が生じた場合、保護者の住所地にて「認定請
求書」の提出が必要です。

申請した月の翌月分の手当から支給します。申請は
お早めをお願いします。

【認定請求に必要な添付書類】

- 健康保険証の写し
(請求者の年金が国民年金以外の場合のみ必要)
- 請求者名義の通帳
- 印鑑
- 保護者及び児童のマイナンバー確認書類
(マイナンバーカード、通知カード 等)
- 身元確認書類
(運転免許証、パスポート、健康保険証+年金手帳 等)
☆上記以外にも、必要に応じて提出していただく書類が
あります。

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月
の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（前の市町村からの
転出予定日）が月末に近い場合、申請日が翌月にな
っても異動日の翌日から15日以内であれば、申請
月分から支給します。

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受
けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、申請が必要
です!

※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れて
いる場合も、館山市への申請をお忘れなく!

2. 他の市区町村に住所が変わったとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日
以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給さ
れます。以下の場合は、その翌日から15日以内に
館山市と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられ
なくなりますので、ご注意ください。